

東信高等学校体育連盟表彰規定

昭和61年9月26日制定・施行 平成3年2月26日 改正
平成6年3月1日 改正 平成11年3月2日 改正
平成13年2月27日 改正 平成14年12月14日 改正
平成20年4月15日 改正 令和8年4月7日 改正

- 第1条 この規定は、東信高等学校体育連盟（以下本連盟という）の向上・発展に尽力し、その功績が顕著であった者を表彰するために定めるものである。
- 第2条 前条の目的を達成するために、表彰委員会（以下委員会という）を設ける。
- 第3条 委員会の構成は次のとおりとし、本連盟の会長がこれを招集する。
委員長（1名）会長、副委員長（2名）副会長、
委員（8名）理事長・副理事長・定時制理事・事務局1名・専門部4名
の以上11名によって構成する。
- 第4条 委員長は、委員会を代表し会議を統轄する。副委員長は、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 第5条 委員会は、各学校ならびに各専門部より推薦を受けた者について審議し被表彰者を決定する。
- 第6条 被表彰者は次のいずれかに該当する者であることを要する。
1. 本連盟の振興・発展に尽力し、特に功績の大であった者。
2. 高等学校体育大会、及びこれに準ずる大会において、優秀な成績を収めた生徒もしくはチーム。
3. 上記2に該当する優秀選手を育成した指導者。
- 第7条 本規定の変更は、評議員会において決定する。
- 第8条 功労賞・育成賞は表彰状と記念品（額）、栄光賞（団体）は盾、栄光賞（個人）は表彰状と記念品（額）を贈呈し、功労賞・育成賞は評議員会で、栄光賞は各該当学校長より授与する。
- 第9条 この規定の実施は別に定める細則による。尚、細則の変更については表彰委員会において行う。

東信高等学校体育連盟 表彰規定施行細則

本連盟は以下のように表彰規定細則を定め、その年度最終評議員会において該当者のある場合はその者を表彰する。

1. 表彰の対象 本連盟加盟校の教職員及び生徒、ならびに本連盟に特に貢献した者とする。ただし、県高体連より表彰された者は除く。
2. 功労賞・育成賞・栄光賞の被表彰者については、表彰委員会において審議・決定する。
 - (1) 功労者の表彰
 - ◎本会の発展のために役員として、その功績が顕著な者。
(会長、副会長、理事長、理事、専門委員長等)
 - (2) 育成賞の表彰
 - ◎会長が表彰に価すると認めた者
 - 1) 優秀選手の育成に顕著な業績をあげた者
 - 2) 永年にわたって選手育成に貢献した者
 - ※同一指導種目、同一個人選手の育成による者の表彰は1回限りとする。
 - (3) 栄光賞の表彰
 - ◎その年度において、優秀な成績を収めた団体チーム及び個人選手
 - 1) 団体 県高校(総合・新人)大会優勝チーム (16チーム以上の参加を要する。)
県高校定通大会優勝チーム (推薦は除く。)
北信越(総合・定通)大会優勝・準優勝チーム
全国(総合・定通)大会8位以内チーム
 - 2) 個人 北信越(総合・定通)大会優勝者
全国(総合・定通)大会8位以内入賞者
県高校新記録樹立者
 - (4) 特別栄光賞の表彰
 - ◎日本代表として参加した生徒(高体連登録種目とする。)
 - ☆その他、各専門部の推薦により栄光賞に価すると思われる成績を収めた者は審議の対象とする。

附 則

1. 全国大会での優勝、準優勝と3年以上連続して県または北信越で3位以内の成績を収めた指導者、団体、個人選手は委員会の審議を経て表彰することができる。

☆委員会専門部の順番 平成24・25年 A 平成26・27年 B 平成28・29年 C
平成30・31年 D 令和2・3年 E 令和4・5年 A
令和6・7年 B 令和8・9年 C 令和10・11年 D

- A 弓道・バスケットボール・バレーボール・体操
- B 空手・水泳・レスリング・登山
- C 陸上・柔道・スキー・スケート
- D 剣道・ソフトテニス・サッカー・ハンドボール
- E 卓球・テニス・ソフトボール・バドミントン

とし、任期は2年とする。